

検査頻度判定シート

専用水道の名称：

番号	グループ	項目名	基準値	①					②					※検査頻度			
				過去3年間の 最大値 年 月 年 月	最大値の状況			条件 エ ※ 確認 事項	過去5年間の 最大値 年 月 年 月	最大値の状況		条件 キ ※ 確認 事項	適否	最大値オかつ条件キ適 → 3年に1回 最大値アかつ条件エ適 → 3年に1回以上 最大値イかつ条件エ適 → 1年に1回以上			
3	D	カドミウム及びその化合物	0.003		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
4		水銀及びその化合物	0.0005			≤ 0.0003		≤ 0.0006						≤ 0.0015			
5		セレン及びその化合物	0.01		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.0001		≤ 0.0010						≤ 0.0025			
7		ヒ素及びその化合物	0.01		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.001		≤ 0.002						≤ 0.005			
12		フッ素及びその化合物	0.8		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.08		≤ 0.16						≤ 0.40			
13		ホウ素及びその化合物	1.0		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.1		≤ 0.2						≤ 0.5			
36	E	ナトリウム及びその化合物	200		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ	※2	
						≤ 20		≤ 40					≤ 100				
39		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 30		≤ 60					≤ 150				
40		蒸発残留物	500		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 50		≤ 100					≤ 250				
41		陰イオン界面活性剤	0.2		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.02		≤ 0.04					≤ 0.10				
44		非イオン界面活性剤	0.02		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
					≤ 0.002		≤ 0.004					≤ 0.010					
45	F	フェノール類	0.005		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.0005		≤ 0.001					≤ 0.0025				
6		鉛及びその化合物	0.01		ア	10%	イ	20%	ウ	※1			オ	50%	カ		
						≤ 0.001		≤ 0.002					≤ 0.005				
8		六価クロム化合物	0.02		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
					≤ 0.002		≤ 0.00					≤ 0.010					
32	G	亜鉛及びその化合物	1.0		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ	※3	
						≤ 0.1		≤ 0.2					≤ 0.5				
33		アルミニウム及びその化合物	0.2		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.02		≤ 0.04					≤ 0.10				
35	銅及びその化合物	1.0		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ			
					≤ 0.1		≤ 0.2					≤ 0.5					
14	H	四塩化炭素	0.002		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.0002		≤ 0.0004					≤ 0.0010				
15		1,4-ジオキサン	0.05		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.005		≤ 0.01					≤ 0.025				
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.004		≤ 0.008					≤ 0.020				
17		ジクロロメタン	0.02		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ	※4	
						≤ 0.002		≤ 0.004					≤ 0.010				
18	テトラクロロエチレン	0.01		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ			
					≤ 0.001		≤ 0.002					≤ 0.005					
19	トリクロロエチレン	0.01		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ			
					≤ 0.001		≤ 0.002					≤ 0.005					
20	I	ベンゼン	0.01		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
						≤ 0.001		≤ 0.002					≤ 0.005				
9	G	亜硝酸態窒素	0.04		ア	10%	イ	20%	ウ				オ	50%	カ		
					≤ 0.004		≤ 0.008					≤ 0.020					

※確認事項（適合する場合、その判断理由を専用水道水質検査計画「3 定期の水質検査を省略する場合については、その項目及び理由」に設定理由を記載してください。）

- 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められるか？
（過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）
- 原水並びに水源及びその状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？
- 原水、水源及びその状況並びに薬品及び資機材等の使用状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？
- 原水並びに水源及びその状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？□
（地下水を水源とする場合は、その近傍の地域における地下水の状況を含む）